経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引きの変更点について（令和７年4月）

P19

工事経歴書を作成する際の注意事項に、1 段階目の記載方法と 2 段階目の記載方法を追記

P41

改正による様式の変更　記載要領 8

変更前「「講習受講」･･･『法第 26 条の 4 から第 26 条の 6』までの規定により･･･」

変更後「「講習受講」･･･『法第 26 条の 6 から第 26 条の 8』までの規定により･･･」

P45

変更前「 063　計装」

変更後「 063　計装（1 級）」

P49

JCIP（電子申請）で申請した場合に省略可能な書類を表示しました。

P52

2.消費税関係

変更前「･確定申告書の申告者控えで、税務署の受付印が推されているものを提出すること。」

変更後「･確定申告書の申告者控えを提出すること。（税務署の受付印は不要）」

変更前「・ｅ－Ｔａｘで申告をしている場合は、「送信データ受付のメッセージ」（提出先、利用者識別番号、受付日時、税目等が確認できるもの）を印刷したものを提出すること。

変更後　削除

3.工事経歴書　／　直３（＝直前３年の各事業年度における工事施工金額）

変更前「・ＪＣＩＰで決算変更届を提出した場合もＰＤＦにして添付。」

変更後「・決算変更届をＪＣＩＰで提出した場合は、「工事経歴書」と「直前３年」のみ添付不要。工事請負契約書 または「注文書と注文請書のセット」はＰＤＦにして添付。」

Ｐ５３

4.自己資本額（項番１７）

変更前「・基準決算で、単独決算の場合は添付不要。
・基準決算で、2 期平均の場合は、当期分と前期分を添付すること。
・連結決算の場合、当期分と前期分を添付すること。」

変更後「・基準決算の場合・・・単独決算の場合は添付不要。連結決算の場合は当期分を添付すること。
・２期平均の場合・・・単独決算・連結決算共に当期と前期を添付。
・単独決算か連結決算かは、経営状況分析結果通知書で確認してください。」

変更前「●【電子申請の場合】

・決算変更届を紙で申請した場合は、提出した申請書をＰＤＦにして添付。
・ＪＣＩＰで決算変更届を提出した場合もＰＤＦにして添付。」

変更後「●【電子申請の場合】

※基準決算の場合

・・・決算変更届を紙で提出した場合、決算変更届をＰＤＦにして添付。

・・・決算変更届をＪＣＩＰで提出した場合は、添付不要。

※２期平均の場合

・・・決算変更届を紙で提出した場合、決算変更届２期分をＰＤＦにして添付。

・・・決算変更届と、前回の経審をＪＣＩＰで申請した場合は、添付不要。」

Ｐ５３

5.利益額（項番１８）

変更前「●【電子申請の場合】

・決算変更届を紙で申請した場合は、提出した申請書をＰＤＦにして添付。
・ＪＣＩＰで決算変更届を提出した場合もＰＤＦにして添付。

変更後「●【電子申請の場合】

・決算変更届を紙で申請した場合は、提出した申請書をＰＤＦにして添付。
・決算変更届をＪＣＩＰで提出した場合は、「損益計算書」のみ添付不要。法人税確定申告書等はＰＤＦにして添付。

Ｐ５４

6.常勤性の証明　／　雇用期間の証明

① 技術職員名簿等に掲載されている全員分添付（次のうちどちらかを添付）

【後期高齢者医療制度対象者の常勤性】

変更前　「● 確定申告書（表紙と役員報酬明細（税務署の受付印のあるもの）（写）」

変更後　「● 確定申告書（表紙と役員報酬明細（写）」

Ｐ５４

② 新規掲載者のみ添付（①の他、該当する者は次のうちどちら添付）

変更前　「□ **事業所の名称が記載された健康保険証（健康保険組合が発行した資格証明書も可）**
□ **雇用保険被保険者資格取得確認通知書**」

変更後　「□ **雇用保険被保険者資格取得確認通知書**
□ **所属企業の雇用証明書の写し（雇用年月日が記載されていること）**」

Ｐ５５

② 新規掲載者のみ添付

変更前　「・後期高齢者医療制度対象者については、「健康保険証」ではなく「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を提出すること。
・健康保険証は、被保険者等（本人）の記号、番号及び保険者番号を必ずマスキングして提出すること。」

変更後　削除

Ｐ５５

③ 継続雇用制度の適用を受けている者（①と②の他に、両方とも添付）

変更前「※様式第３号には「６５歳以下の者に限る」と記載されていますが、６６歳以上の方もすべて記入すること。」

変更後　削除

変更前　「●【電子申請の場合】

・ＪＣＩＰで作成した場合は、就業規則の写しのみをＰＤＦにして添付。

・６５歳以上の技術職員を記載する場合はＪＣＩＰでは作成せず、別に作成した様式第３号をＰＤＦにして添付する。

※技術職員名簿の「継続雇用」にチェックを入れないで下さい。

変更後　「●【電子申請の場合】

・ＪＣＩＰで作成すること。

・就業規則の写しをＰＤＦにして添付。

④出向者について

変更前　「・出向者は、経審上、評価の対象となるが、直接且つ恒常的な雇用関係ではないため、建設現場に配置する主任技術者等にはなれないので注意すること。」

変更後　削除

Ｐ５５

7.技術職員の資格等の証明

変更前　・資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の申請時と変更がない技術職員については、確認資料の提出は不要。（有効期限のある「基幹技能者」、「地滑り防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要。）

変更後　・資格に関する確認資料（合格証等）に有効期限がなく、前回の申請時と変更がない技術職員については、確認資料の提出は不要。（有効期限のある「基幹技能者」、「地滑り防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要。）

※前年度他地整や都道府県で経審を受けている場合、前年度提出した技術職員名簿を確認書類に添付すること。また、前年度申請時と変更がない技術職員については資格等の証明は提出不要

Ｐ５６

7.技術職員の資格等の証明

① 前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人もいない場合

変更前　「●【電子申請の場合】

・ＰＤＦにして添付すること。

変更後　「●【電子申請の場合】

・ファイル名を「有資格区分申出書」としＰＤＦにして添付すること。

・ＪＣＩＰ内の「その他添付ファイル」の部分に添付すること。

② 前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）

変更前「② 前回申請時から資格が変更となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）」
変更後「② 前回申請時から資格が変更又は業種の追加となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）」

② 前回申請時から資格が変更又は業種の追加となる技術職員が一人以上いる場合（新規掲載者は除く）
追　記　「・合格発表日が審査基準日以前か以降か確認できない場合は、追加で合格通知書を求める場合がございます。」

変更前　「●【電子申請の場合】
・ＰＤＦにして添付すること。
・資格番号等（１０桁）を入力した場合は、添付不要。
※ 技術検定証明書を添付する資格は別添資料Ｐ４２で確認すること。」
変更後　「●【電子申請の場合】
◇検定もしくは試験の合格証
・ＰＤＦにして添付すること。
・資格番号等（１０桁）を入力した場合は、添付不要。
※ 技術検定証明書を添付する資格は別添資料Ｐ４２で確認すること。
◇技術職員名簿の有資格区分変更者等申出書
・ファイル名を「有資格区分申出書」としＰＤＦにして添付すること。
・ＪＣＩＰ内の「その他添付ファイル」の部分に添付すること。」

③ 新規掲載者
追　記　「・合格発表日が審査基準日以前か以降か確認できない場合は、追加で合格通知書を求める場合がございます。」

Ｐ６１
14.ＣＰＤ単位取得
変更前　「●【電子申請の場合】
・「ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」はシステムで作成し、それ以外の書類はＰＤＦにして添付すること。
変更前　「●【電子申請の場合】
・「ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿」はＣＰＤ単位を取得した技術職員が、技術職員名簿に記載されている方のみの場合は作成不要。
・ＣＰＤ単位を取得した技術職員が、技術職員名簿に記載された技術職員以外も対象の場合はＪＣＩＰにて作成し添付すること。

Ｐ６２
17.ＣＣＵＳ（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況）

変更前　・令和５年８月１４日以降を審査基準日とする申請より評価対象。それ以前の申請では要件を満たしている場合であっても加点対象とはならない。

（例）令和５年３月３１日が審査基準日の会社が令和５年９月１日に申請した場合
⇒　×　審査基準日が対象期間前のため、加点対象とはなりません。

令和５年８月３１日が審査基準日の会社が令和６年１月１０日に申請した場合
⇒　○　審査基準日が対象期間以降なので加点対象となります。
※ 対象期間は令和４年９月１日から令和５年８月３１日まで。この期間に該当措置を講じていると加点対象となります。

変更後　削除

Ｐ６４

2.公認会計士等の数　／　１・２級登録経理試験

変更前　「●【電子申請の場合】
・ＰＤＦにして添付すること。

変更前　「●【電子申請の場合】
※合格証明番号を入力した場合は、添付不要。